

国民健康保険税特別徴収額の過徴収について

1 内容

国民健康保険税に係る公的年金からの特別徴収について、令和5年4月以降の仮徴収において徴収を停止する対象者の処理が未処理となり、4月及び6月に支給された公的年金から国民健康保険税が過徴収されたことが判明しました。

2 件数等(見込み)

令和5年度 国民健康保険税(4月分及び6月分特別徴収)	50件
過徴収額	538,000円

3 今後の対応

対象者全員に対して、お詫び文を送付して、過徴収した国民健康保険税の還付手続きを速やかに行います。

4 市民福祉部長のコメント

この度の国民健康保険税の過徴収については、関係者の方に大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、チェック体制をより強化し、再発防止に向け万全を期してまいります。

問い合わせ

市民福祉部 税務課 市民税係 担当：向井・光本

T E L 0846-22-7732 F A X 0846-22-8579

国民健康保険税年金特別徴収額の過徴収について

令和5年6月23日
竹原市市民福祉部税務課

1 概要

国民健康保険税について、令和5年度途中で75歳になることで後期高齢者医療保険に移行する世帯主においては、令和5年4月以降の年金からの特別徴収の停止処理を行う必要があった。しかし、2月に行った処理を誤ったため、停止されておらず、4月及び6月に支給された公的年金から特別徴収金額538,000円（見込み）が過徴収されたため、対象者に対して過徴収した国民健康保険税を還付することとなった。

2 発生原因

(1) 公的年金からの特別徴収

公的年金からの特別徴収は、4月・6月・8月が仮徴収、10月・12月・2月は本徴収となり、仮徴収は、地方税法の規定により、前年度2月分と同額を徴収する仕組みになっている。国民健康保険税の税額が決定するのは7月で、仮徴収額より少なければ還付金が発生するため、年度途中で後期高齢者医療保険に移行する世帯主については、その年度の特別徴収は行わないこととしている。

(例)

ア【前年度】 年税額50,000円（前々年度年税額50,000円）

特別徴収						
徴収方法	仮徴収			本徴収		
支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
特別徴収税額	8,300円	8,300円	8,300円	8,500円	8,300円	8,300円

イ【今年度】 年税額12,500円（6月に75歳に到達）

特別徴収						
徴収方法	仮徴収			本徴収		
支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
特別徴収税額	8,300円	8,300円	0円	0円	0円	0円

↑ 7月税額決定（年税額12,500円）

※特別徴収金額が合計16,600円となり、4,100円が過徴収された。

(2) 原因

4月以降に支給される公的年金からの特別徴収の停止を日本年金機構等の年金支払者に対して2月10日までに通知する必要があったが、その通知が出来ていなかったため、公的年金から特別徴収されることとなった。